

(作成日：令和 2 年 4 月 1 日)
(最終更新日：令和 7 年 7 月 28 日)

輸出される食品等に関する都道府県による証明書の発行要綱

第 1 目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震以後、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、輸出食品等について、諸外国・地域の政府又は民間事業者から、産地や放射性物質検査等に関する日本の政府機関による文書の発行が求められている。

本要綱は、一定の条件が満たされることを条件に、本要綱に基づく証明又は確認（以下、本要綱において「証明等」という。）を行う都道府県（以下、本要綱において「発行主体」という。）が、農林水産省輸出・国際局と協議の上、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 5 条に基づく産地、放射性物質検査等に関する証明書又は確認書（以下、本要綱において「証明書等」という。）を発行する場合の手続を定めるものである。

第 2 本要綱の対象となる食品等

本要綱の対象となる食品等は、輸出先国が求める証明書の対象としている食品、飼料その他の品目のうち第 3 の I 及び第 4 の I に掲げるものをいう。

第 3 台湾向け以外の食品等に係る手続

I 証明書等の発行の対象となる食品等

食品等のうち水産物を対象とする。また、水産物は、我が国から輸出される水産食品（直接又は加工後に食される食用の水産動物及び海藻類並びにそれらの加工品）及び飼料（水産動物及び海藻類由来の動物の餌とすることを専ら目的とした産品）とする。

ただし、中華人民共和国向けは食用水産物に限るものとする。

II 証明書等の対象となる内容

発行主体による証明等の対象となる内容は、原則として、以下の（1）から（3）までとする。

- （1）産地（加工（包装等の最終製品に至るまでの全ての過程）を行った都道府県名、水揚地及び採捕又は生産した海域等）
- （2）製造年月日
- （3）放射性物質検査結果

III 証明書等の発行要件

- 1 発行主体は、以下の（１）及び（２）に掲げる輸出先国等向けに輸出される水産物については、それぞれ当該（１）及び（２）に規定する要件を満たす場合に限り、証明書を発行することとする。

（１）韓国

以下の①の要件を満たし、かつ、②から④までのいずれかの要件を満たすこと。

- ① 韓国の輸入停止措置を受けていないもの。
- ② 平成 23 年 3 月 11 日より前に採捕及び加工されたものであること。また、輸入した水産物を使用する場合は、平成 23 年 3 月 11 日より前に加工されたものであること。
- ③ 北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、愛媛県、熊本県及び鹿児島県（以下、本要綱において「福島県等の 16 道都県」という。）の沿岸域以外で採捕され、かつ、水揚げ及び加工（包装等の最終製品に至るまでの全ての過程を含む。以下、本要綱において同じ。）されたものであること。
- ④ 福島県等の 16 道都県の沿岸域において採捕され、又は福島県等の 16 道都県で水揚げ若しくは加工された水産物については、放射性物質の基準に適合していること。

（２）中華人民共和国

以下の①から③までの全ての要件を満たすこと。

- ① 福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都及び千葉県の沿岸域以外で採捕され、かつ、水揚げ及び加工されたものであること。
- ② 放射性物質（放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 134 及び 137 をいう。）の検査を行い、検査結果については、中華人民共和国国内及び CODE X の基準値を超えないものであること（下記（注）参照）。
- ③ 放射性ストロンチウム 90 及び放射性トリチウムの検査の結果に係る別紙 3 の要件。

（注）中華人民共和国国内基準値

放射性ヨウ素は、470Bq/Kg 未満

放射性セシウムは、800 Bq/Kg 未満

CODE X 基準

放射性ヨウ素は、100Bq/Kg 未満

放射性セシウムは、1,000 Bq/Kg 未満

IV 証明等申請手続

- 1 証明書等の発行を申請する者は、以下の（１）から（３）まで及び必要に応じて（４）から（９）までに掲げる書類を、書面等により発行主体に提出する。

なお、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に規定する一元的な輸出証明書発給システム（以下「システム」という。）により、申請する場合にあっては、以下の（３）及び必要に応じて（４）から（８）までに掲げる書類を添付して発行主体に申請すること。

- （１）証明書等発行申請書（別記様式１）
- （２）必要事項を記入した輸出に係る証明書等案（別紙 ZZ-02 の別記様式 2－1 から 2－12 のうち、別記様式 2－11 を除くいずれか（輸出先国・地域の政府から証明書等が求められる場合）又は別記様式 2（民間事業者から証明書等が求められる場合））
- （３）（２）の記載事項を確認することができる書類（インボイス、パッキングリスト等）
- （４）主原料の産地及び加工された都道府県を確認することができる書類
- （５）製造業者等の所在を公的に証明する書類（営業許可証等）の写し
- （６）製造年月日を確認できる書類
- （７）農林水産省ホームページの「輸出食品等に対する放射性物質に関する検査の実施機関について」（URL：http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/kensa_kikan.html）に掲載されている放射性物質検査機関による放射性物質検査結果の報告書
- （８）削除
- （９）証明書等の発行を申請する者が輸出者と異なる場合は、輸出者が作成した委任状（別記様式 3）

- 2 発行主体は、1 により提出を受けた各書類の内容を確認し、問題がないと認める場合は、1（２）の証明書等案の内容を偽造防止用紙に転記した上で、証明書等を発行する。ただし、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造その他の証明書等に関する不正の疑いがある場合には、証明書等の発行を留保することとする。また、発行主体は、申請者から提出された申請書類等の内容について、必要があると認められる場合は、申請者等に報告を求めるほか、現地確認及びその他の調査を実施するものとする。

第４ 台湾向けの食品等に係る手続

I 証明書等の発行の対象となる食品等

食品等のうち別紙 1 に掲げる品目（別紙 1 地域欄に掲げる地域で生産されたものに限る。）とする。

II 証明書等の対象となる内容

発行主体による証明等の対象となる内容は、産地（生産・加工を行った都道府県名）とする。

III 証明書等の発行要件

- 1 発行主体は、台湾の輸入停止措置を受けていないものである場合に限り、証明書を発行することとする。
- 2 証明書等の発行は、当該証明書等の発行を申請した者又は当該申請に係る食品の取引に参与した者が、申請を行う日前三年以内に、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造、行使の目的による証明書等の偽造その他の証明書に関する不正を行っていないと認められる場合に限り行う。

IV 証明等申請手続

1 水産物を除く食品等の場合

証明書等の発行を申請する者は、以下の（１）から（３）まで及び必要に応じて（４）及び（５）に掲げる書類を、書面等により発行主体に提出する。

なお、システムにより申請する場合にあっては、以下の（３）及び必要に応じて（４）に掲げる書類を添付して発行主体に申請すること。

（１）証明書等発行申請書（別記様式１）

（２）必要事項を記入した輸出に係る産地証明書案（別記様式４）

（注）ただし、品目数が複数の場合は、別記様式４の（description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight）の欄に、See Annex と記載し、別記様式４の別添に必要事項を記入したものを添付すること。

（３）（２）の記載事項を確認することができる書類（別紙２確認項目の欄に掲げる項目ごとに別紙２確認書類の欄に掲げるもの）

（４）確認書（別記様式５）（申請者が生産者又は製造者の場合は不要とする。）

（５）証明書等の発行を申請する者が輸出者と異なる場合は、輸出者が作成した委任状（別記様式３）

2 水産物の場合

証明書等の発行を申請する者は、以下の（１）から（３）まで及び必要に応じて（４）から（６）までに掲げる書類を、書面等により発行主体に提出する。

なお、システムにより申請する場合にあっては、以下の（３）及び必要に応じて（４）及び（５）に掲げる書類を添付して発行主体に申請すること。

（１）証明書等発行申請書（別記様式１）

（２）必要事項を記入した輸出に係る産地証明書案（別記様式４）

（注）ただし、品目数が複数の場合は、別記様式４の（description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight）の欄に、See Annex と記載し、別記様式４の別添に必要事項を記入したものを添付すること。

（３）（２）の記載事項を確認することができる書類（インボイス、パッキングリスト等）

- (4) 主原料の産地及び加工された都道府県を確認することができる書類
- (5) 製造業者等の所在を公的に証明する書類（営業許可証等）の写し
- (6) 証明書等の発行を申請する者が輸出者と異なる場合は、輸出者が作成した委任状（別記様式3）

3 発行主体は、1又は2により提出を受けた各書類の内容を確認し、問題がないと認める場合は、1（2）又は2（2）の証明書等案の内容を偽造防止用紙に転記した上で、証明書等を発行する。ただし、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造その他の証明書等に関する不正の疑いがある場合には、証明書等の発行を留保することとする。また、発行主体は、申請者から提出された申請書類等の内容について、必要があると認められる場合は、申請者等に報告を求めるほか、現地確認及びその他の調査を実施するものとする。

第5 申請先

農林水産省輸出・国際局がホームページ上で公表する発行主体の連絡先

第6 証明書発行状況の報告

発行主体は、四半期ごとに、第3及び第4に基づく証明書の発行状況を別記様式6に取りまとめ、農林水産省輸出・国際局長に対し、四半期が終了する月の翌月20日までに報告する。

附 則（令和5年8月2日付け5輸国第1826号）

- 1 この要綱は、令和5年8月3日から施行する。
- 2 EFTA（ノルウェー、アイスランド、スイス及びリヒテンシュタインをいう。）向けに輸出する食品等に係る証明書の発行については、別に定めるまでの間、なお従前の例による。

(別記様式 1)

〇〇向け食品等の輸出に関する証明（確認）申請書

年 月 日

発行主体の担当部局長 殿

事業者名
法人番号（法人のみ）
所 在 地
代表者名
（上記代理人）
事業者名
法人番号（法人のみ）
所 在 地
役職・氏名

当社（注：個人の場合は「私」とする。）は、「輸出される食品等に関する都道府県による証明書の発行要綱」第 3 のⅣの 1 又は第 4 のⅣの 1 若しくは 2 の規定に基づき、（別記様式 2、別記様式 4 又は別紙 ZZ-02 の別記様式 2（別記様式 2－1 から 2－12 のうち、2－11 を除くものに限る。）までのいずれか）について証明（確認）をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、上記証明（確認）書については、当該証明（確認）を行ったことに基づき、証明（確認）書発行主体及び証明（確認）者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。

注：証明又は確認のいずれかを選択して記載する。

(別記様式 2)

Declaration for the import into (name of country or region)

..... Products from Japan

Invoice Number..... Declaration Number

..... (Name of exporter)

DECLARES that the(products) of this consignment composed of:

.....(description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight)

embarked at (embarkation place)

on(date of embarkation)

by(identification of transporter)

going to..... (place and country of destination)

which comes from the establishment

..... (name and address of establishment)

☐ is originating from a prefecture of

☐ has been sampled on..... (date), subjected to laboratory analysis on

(date) in the..... (name of laboratory), to determine the level of the radionuclides,
iodine-131, caesium-134 and caesium-137. Analytical report is attached.

Exporter (name, address, country)

.....

Consignee (name, address, country)

.....

Certification by

Done at on

authorized representative of competent authority

(別記様式3)

年 月 日

証明（確認）書発行主体の担当部局長 殿

委 任 状

事業者名
法人番号（法人のみ）
所 在 地
代表者名

当社（注：個人の場合は「私」とする。）は、「輸出される食品等に関する都道府県による証明書の発行要綱」第3のⅣの1又は第4のⅣの1若しくは2の規定に基づく証明（確認）書発行のための申請手続に係る権限を下記のとおり委任いたします。

なお、上記証明（確認）書については、当該申請に基づく証明（確認）を行ったことに基づき、証明（確認）書発行主体及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。

記

委任期間 年 月 日 ～ 年 月 日

（注：期間は3年以内とし、今回の申請に限り委任する場合、記載は不要とする。）

委 任 先

事業者名：（注：個人の場合は氏名）

所 在 地：

代表者名：（注：代表者以外の者を代理人として委任する場合、役職・氏名）

（注）委任期間中であれば、次回以降の申請は、本委任状の写しで代えることができる。

(別記様式 4)

Declaration for the import into Taiwan (name of country or region)

Products from Japan

Invoice Number _____ **Declaration Number** _____

_____(competent authority)
DECLARES that the _____ (products) of this consignment composed of:

_____(description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight)
embarked at _____ (embarkation place)
on _____ (date of embarkation)
by _____ (identification of transporter)
going to _____ (place and country of destination)
which comes from the establishment _____
_____(name and address of establishment)
is originating from a prefecture of _____

Exporter (name, address, country)

Consignee (name, address, country or region)

Done at _____ on _____

authorized representative of Local government

(別記様式 4) 別添

(Annex)

[illegible]

(案)

(別記様式5)

輸出される食品等に関する確認書

年 月 日

御中

住所
名称

担当者部署名：

担当者氏名：

連絡先：

海外向けに輸出される食品等に関する証明書の申請にあたり、下記の事項が事実と相違ないことを確認しました。

記

(以下の事項のうち必要な項目について、以下のとおり記述する。)

商品名：

確認項目			確認事項
1	数量、重量、包装形態		
2	生産 ・加工施設	名称	
		都道府県・国名	
		所在地	
		製造所固有記号	

※ 製造所固有記号は、現品に表示がある場合に記載し、表示がない場合は「N/A」と記載するものとする。

(別記様式6)

年 月 日

農林水産省輸出・国際局長 宛

発行主体の担当部局

輸出証明書発行状況報告書

輸出される食品等に関する都道府県による証明書の発行要綱第6の規定に基づき、証明書の発行状況を下記の通り報告します。

記

証明書発行主体名：

報告対象期間： ○○年度第○四半期分（○○年○月～○月）

単位：件

	第1四半期 4～6月	第2四半期 7～9月	第3四半期 10～12月	第4四半期 1～3月	年度累計
○○向け○○ 証明書					
○○向け○○ 証明書					

(注) 輸出先国等・証明書の種類別に記載すること。

到来していない四半期の欄は空欄とすること。

担当部局：○○県○○部○○課

担当者名、連絡先：○○、電話番号 xxx-xxx-xxxx

(別紙 1) 台湾向けの対象地域・品目

必要な証明	地域	品目
産地	福島県、茨城県、栃木県、 群馬県及び千葉県	全ての食品（アルコール飲料を除く。 。）

(別紙2)

	確認項目	確認書類 (いずれかで左の項目が確認できれば良い)
輸出 貨物 等	インボイスの番号 商品名、数量、重量及び包装形態 出発地名、到着地名、出港日及び船便名・航空便名 輸出業者の名称及び所在地 輸入業者の名称及び所在地 具体的な商品	・ B/L（船荷証券）若しくはAWB（航空運送状）又はインボイス（送り状） ・ パッキングリスト ・ 積戻し許可通知書 ・ 輸入許可通知書 ・ 商品ラベルのコピーや商品の写真
産地	生産・加工施設の名称・所在地	・ 商品ラベルのコピーや写真 ・ 販売者名及び製造所固有記号の記載がある商品表示、製造所固有記号制度届出データベースによる製造所固有記号の検索結果を印刷した書面 ^(注1) 、納品書等 ^(注2) 並びに営業許可証等 ・ 取引先又は申請者本人による確認書（別記様式5） ^(注3)

注1：製造所固有記号制度届出データベースによる製造所固有記号の検索結果を印刷した書面が入手できない場合においては、販売者等のウェブサイトを印刷した書面又は販売者等に電話等で確認し、日付、担当者、連絡先及び確認内容を記した確認書類を含む。

注2：取引先との納品書、出荷伝票及び入庫伝票の他、取引の過程で用いられる確認書類（インボイス、B/L、AWB、積戻し許可通知書及び輸入許可通知書）を含む。

注3：申請者が生産者・製造者の場合には確認書は不要とする。

(別紙 3) 中国向け水産物の放射性物質検査結果に係る追加要件

令和 7 年 7 月 28 日以降に中国向けに水産物を輸出する際には、水産食品にあってはその最終加工施設、活水産物にあってはその最終包装施設毎に、

1. 初回輸出時に、放射性物質検査機関が行ったストロンチウム 90 及びトリチウムに係る検査結果（令和 5 年 8 月 24 日以降であって、申請日から遡って 2 年以内に実施したものであること。なお、検査を行った品目と当該輸出ロットの品目が異なっても差し支えない）の報告書の写しの提出を求め、同検査結果が次の基準を超えていないことが確認できること。

中国国内基準

ストロンチウム 90 : 290 Bq/kg

トリチウム : 650, 000 Bq/kg

Codex 基準

ストロンチウム 90 : 100 Bq/kg

トリチウム:10, 000 Bq/kg（乳児用食品を除く）、1, 000 Bq/kg（乳児用食品）

2 2 回目以降の輸出時は、輸出ロット毎に 1 の検査結果の報告書の写しの提出を求め、同検査結果が 1 の基準を超えていないことが確認できること。